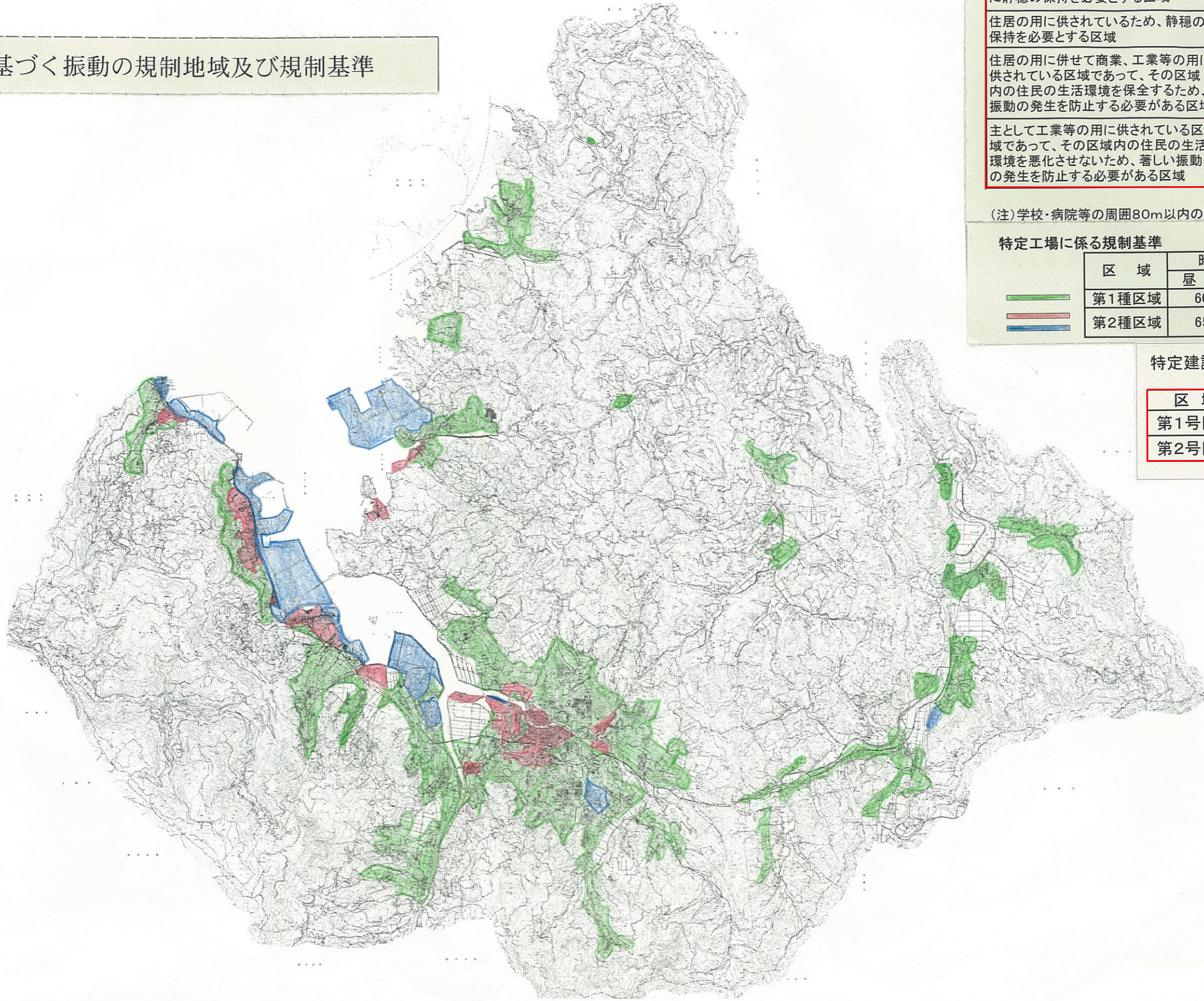


振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準



○振動規制法に基づく区域の区分

区 域	図面上の色分け	特定工場等	特定建設作業
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	緑	第1種区域	第1号区域
住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域			
住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域	赤	第2種区域	第2号区域(注)
主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	青		

(注)学校・病院等の周囲80m以内の区域は、第1号区域

特定工場に係る規制基準

区 域	時間帯区分		(単位: dB)
	昼 間	夜 間	
第1種区域	60	55	(単位: dB)
第2種区域	65	60	

特定建設作業に伴う規制基準

区 域	基 準
第1号区域	75
第2号区域	(作業場所の敷地境界線において)